

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	4-5
処分の種類	向精神薬取扱者の免許等の取消等			
根拠法令条例等・条項	麻薬及び向精神薬取締法第51条第2項、第3項			
処分の概要	向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者免許の取消又は業務の停止 向精神薬試験研究施設設置者の登録の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きいため)</p> <p>【参考】</p> <p>・麻薬及び向精神薬取締法第51条</p> <p>2 厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらの者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は第50条第2項第2号口からトまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、向精神薬に関する業務の停止を命ずることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、都道府県知事は、都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者について、これらの者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したときは、その登録を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	-			